# 令和3年第1回

福岡地区水道企業団議会(定例会)議案

福岡地区水道企業団

# 目 次

議案第1号 令和2年度福岡地区水道企業団水道用水供給事業会計補正予算案(第1号)

議案第2号 令和3年度福岡地区水道企業団水道用水供給事業会計予算案

議案第3号 福岡地区水道企業団水道用水供給事業の設置等に関する条例の一部を改正 する条例案

# 議案第1号

令和2年度福岡地区水道企業団水道用水供給事業会計補正予算案(第1号)

△印減

### (総 則)

第1条 令和2年度福岡地区水道企業団水道用水供給事業会計の補正予算(第1号)は、 次に定めるところによる。

#### (業務の予定量)

第2条の業務の予定量を次のとおり補正する。

第2項の年間総供給水量「91,567,674立方メートル」を「90,567,972立方メートル」に、 第3項の一日平均供給水量「250,871立方メートル」を「248,131立方メートル」に、第4項 の設備費事業費「3,225,046千円」を「3,232,426千円」に改める。

#### (収益的収入及び支出)

第3条の収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	収	入	
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
第1款 水道用水供給 事 業 収 益	12,710,219 千円	△ 63,314 千円	12,646,905 千円
第1項 営業収益	11,446,366 千円	△ 10,996 千円	11,435,370 千円
第2項 営業外収益	1,263,853 千円	△ 52,318 千円	1,211,535 千円
	支	出	
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
			, , ,
第1款 水道用水供給 事 業 費 用	11,375,079 千円	△ 262,861 千円	11, 112, 218 千円
<b>Ⅲ</b> 1 <b>3</b> 1′	11,375,079 千円 10,800,380 千円	△ 262,861 千円 △ 275,592 千円	
<sup>用 Ⅰ 朳</sup> 事 業 費 用		,	11, 112, 218 千円

(資本的収入及び支出)

第4条の資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「6,001,918千円」を「6,037,209千円」 に改める。)

収 入

(科 目) (既決予定額) (補正予定額) (計 )

第1款 資本的収入 1,623,408千円  $\triangle$  27,911 千円 1,595,497千円

第 2 項 出 資 金 952,993 千円 △ 27,911 千円 925,082 千円

支 出

(科 目) (既決予定額) (補正予定額) (計 )

第1款 資本的支出 7,625,326千円 7,380千円 7,632,706千円

第1項 設 備 費 3,225,046 千円 7,380 千円 3,232,426 千円

令和3年2月1日提出

福岡地区水道企業団 企業長 中村 貴久

# 議案第2号

令和3年度福岡地区水道企業団水道用水供給事業会計予算案

(総 則)

第1条 令和3年度福岡地区水道企業団水道用水供給事業会計の予算は、次に定めるところによる。

## (業務の予定量)

- 第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。
  - 1 用水供給先 福岡市、大野城市、筑紫野市、太宰府市、春日那珂川水道企業団、 古賀市、宇美町、志免町、須恵町、粕屋町、篠栗町、新宮町、

宗像地区事務組合、糸島市

2 年間総供給水量

91,456,683 立方メートル

3 一日平均供給水量

250,566 立方メートル

4 主要な建設改良事業

設備費

事業費

収

3,161,195 千円

#### (収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

12,702,647 千円		É	事業収益	<b></b>	用水供	水道月	第1款
11,447,187 千円		益	収	ŧ	業	営	第1項
1, 252, 385 千円		益	収	外	業	営	第2項
3,075 千円		益	利		別	特	第3項
	出	支					

入

	出	支				
11,605,690 千円		用	給事業費.	用水供	水道月	第1款
11, 202, 333 千円		用	費	業	営	第1項
395, 253 千円		用	外 費	業	営	第2項
3,104 千円		失	損	別	特	第3項
5,000 千円		費	備		予	第4項

# (資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 6,307,979千円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。)

収	入
第1款 資 本 的 収 入	1,378,854 千円
第1項 国 庫 補 助 金	297,912 千円
第2項 出 資 金	1,053,861 千円
第3項 その他の資本的収入	27,081 千円
支	出
第1款 資 本 的 支 出	7,686,833 千円
第1款 資 本 的 文 出 第1項 設 備 費	7, 686, 833 千円 3, 161, 195 千円
第1項 設 備 費	3, 161, 195 千円
第1項 設 備 費 第2項 国営事業等負担金	3, 161, 195 千円 625, 192 千円

### (債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
管路整備事業(令和3年度分)	令和4年度	千円 720,000

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

- 第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
  - 1 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(構成団体からの補助金)

第8条 水源開発施設整備の支払利息にあてるため構成団体から補助を受ける金額は、 62,242千円である。

令和3年2月1日提出

福岡地区水道企業団 企業長 中村 貴久

#### 議案第3号

福岡地区水道企業団水道用水供給事業の設置等に関する条例の一部を改正する 条例案

上記の議案を提出する。

令和3年2月1日

福岡地区水道企業団 企業長 中村 貴久

#### 理由

この条例案を提出したのは、地方自治法の一部が改正され、令和2年4月1日に施行されたことに伴い、規定の整備を行う必要があるによる。

福岡地区水道企業団水道用水供給事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

福岡地区水道企業団水道用水供給事業の設置等に関する条例(昭和48年福企条例第4号)の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。